



長野県報

7月30日(月)
平成30年
(2018年)
第2995号

目 次

告 示

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2

公 告

長野県飯田創造館の指定管理者の候補者の募集（文化政策課）	3
長野県松本平広域公園の指定管理者の候補者の募集（都市・まちづくり課）	4
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	4
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	5

告 示

長野県告示第473号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成30年7月30日

長野県知事 阿部 守一

中野市大字草間字上ノ山2030番4、2031番3、2032番4、2032番6、2033番1、2034番、2034番2、2035番1、2035番3、2036番2、2037番1、2038番1、2038番4、2039番4、2040番イ、2040番2、字沢田2052番、2055番1、2055番2、2056番1、2056番5、2056番6、2057番1、2059番、2060番、2061番1、2061番4、2062番、2063番、2064番1、2064番4、2065番1、2065番5、2066番1、2066番7、2066番8、2066番9、2066番10、2067番、2068番、2068番2、2069番1、2070番、2071番1、2071番10、2072番10、2076番3、字西山2109番4及び2109番6

産業立地・経営支援課

長野県告示第474号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
塩尻市大字奈良井字觀前1235の58（次の図に示す部分に限る。）、1235の68
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第475号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡小海町大字稻子字八ヶ嶽1357（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第476号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡天龍村長島713の23（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

道路管理課

1 道路の種類 県道

2 路線名 須坂中野線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字高井字千本前6427番の6地先から上高井郡高山村大字高井字千本前6436番の4地先まで	旧	m 6.5～10.4	km 0.1600
同上	新	m 10.0～13.3	km 0.1600

長野県飯田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月30日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市南信濃和田2467番の1地先から 飯田市南信濃和田2339番の6地先まで	旧	m 3.5～20.1 ----- 7.0～12.5	km 0.9222 ----- 0.7432
同上	新	m 7.0～12.5	km 0.7432

道路管理課

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月30日

長野県須坂建設事務所長 勝野由拡

- 1(1) 路線名 須坂中野線

- (2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字高井字千本前6427番の6地先から

上高井郡高山村大字高井字千本前6436番の4地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成30年7月30日

- 2(1) 路線名 大前須坂線

- (2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字牧字源内2657番の86地先から

上高井郡高山村大字牧字源内2657番の86地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成30年7月30日

長野県須坂建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月30日

長野県須坂建設事務所長 勝野由拡